

【 検 査 】

764 酸素吸入の算定がない呼吸不全、循環不全又は術後の患者に対する
経皮的動脈血酸素飽和度測定の算定について

《令和7年12月26日》

○ 取扱い

J024 酸素吸入の算定がなく、呼吸不全、循環不全又は術後の患者に対する
D223 経皮的動脈血酸素飽和度測定の算定は、酸素吸入若しくは突発性難聴に
対する酸素療法を行う必要がある場合においては、原則として認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等

経皮的動脈血酸素飽和度測定は、動脈血中のヘモグロビンの酸素結合最大
能力に対し酸素が実際に取り込まれ結合している比率を経皮的に調べる検査
である。

厚生労働省通知※に、対象患者の要件の一つとして「呼吸不全若しくは循環
不全又は術後の患者であって、酸素吸入若しくは突発性難聴に対する酸素療
法を現に行っているもの又は酸素吸入若しくは突発性難聴に対する酸素療法
を行う必要があるもの」と示されており、J024 酸素吸入が算定されているこ
とが必須の要件ではない。

以上のことから、呼吸不全、循環不全又は術後の患者に対するD223 経皮的
動脈血酸素飽和度測定の算定は、J024 酸素吸入の算定がない場合でも、医学
的に酸素吸入若しくは突発性難聴に対する酸素療法を行う必要がある場合に
おいては、原則として認められると判断した。

(※) 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について